保護者の皆様へ

登園自粛のお願いは２月７日をもって終了します

宮崎県全域に発出された緊急事態宣言は、２月７日をもって解除されます。

自宅でお子様の保育を行っていただいた方をはじめ、多くの方に感染拡大防止に努めていただきありがとうございました。

しかしながら、宮崎県内において新型コロナウイルスの感染が確認されている状況にあることから、子育て支援施設の利用にあたりましては、お子様の健康状態に留意していただくこととし、発熱や咳などの呼吸器症状がある場合には、ご家庭でお子様の様子を見ていただきますようお願いします。

＜登園自粛期間の保育料について＞

登園自粛期間における保育所等の保育料は、休んだ日数に応じて日割軽減を行います。

福祉事務所から保育所等へ休んだ日数を確認した上で、保育料の還付や充当などの対応を行います。認定こども園については、施設にご確認をお願いします。

＜西都市児童館について＞

西都市児童館は、２月８日（月）より通常利用することができます。

なお、施設利用にあたりましては、お子様の健康状態に留意していただきますようお願いします。

令和３年２月５日

西都市　福祉事務所